

【JP-MIRAI現場アカデミー 第1回ベトナム】

発表2.「ベトナムにおける手数料問題」 ～現状と課題、必要なアクションは？

2023年9月6日
トヨタ自動車株式会社
人事部 藤富 健一

アジェンダ

1. 実習生の支払費用実態 ～22年7月調査～
2. 手数料関連法改正・・・ベトナム新労働者海外派遣法
3. 現場アカデミーより_現状と課題、ゼロフィーに向けた取り組み
4. 最後に～日本側でできること

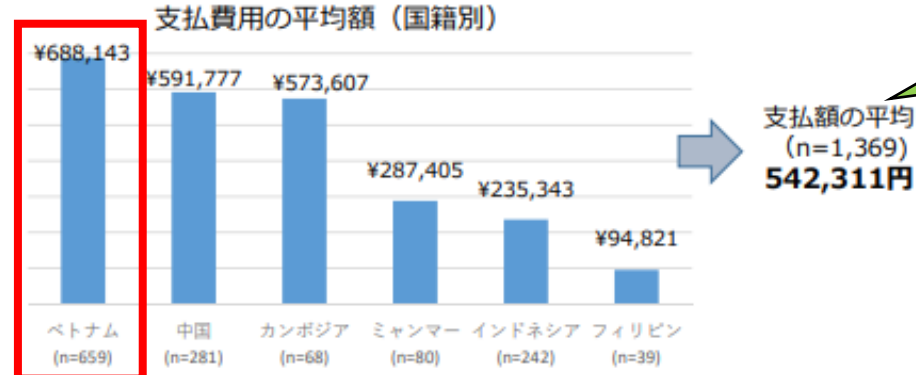
1. 技能実習生の来日前の支払費用、借金の実態 ~20230731第10回有識者会議資料より

技能実習生が来日前に母国の送出国機関や仲介者（送出国機関以外）に支払った費用の平均額は 54万2,311円

母国の送出国機関や仲介者（送出国機関以外）への手数料の支払の有無とその金額

<支払の状況> (n=2,182)

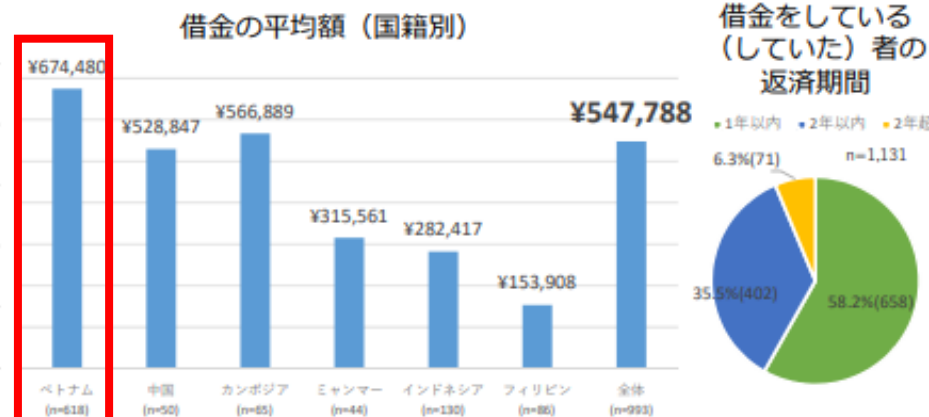
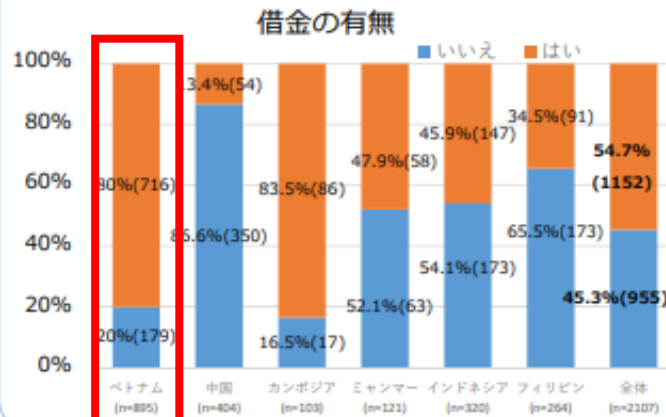
支払あり	送出国機関のみ	1,572人
	仲介者（送出国機関以外）のみ	11人
	送出国機関及び仲介者の双方	231人
いずれにも支払なし		294人
いずれか一方への支払について不明		74人



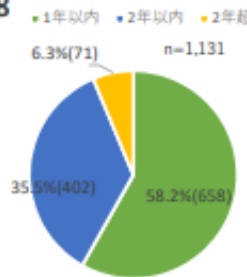
1. ベトナムが支払費用平均額が最も高い

来日前に借金をしている者は全体の約55%。借金の平均額は54万7,788円

借金の有無とその金額



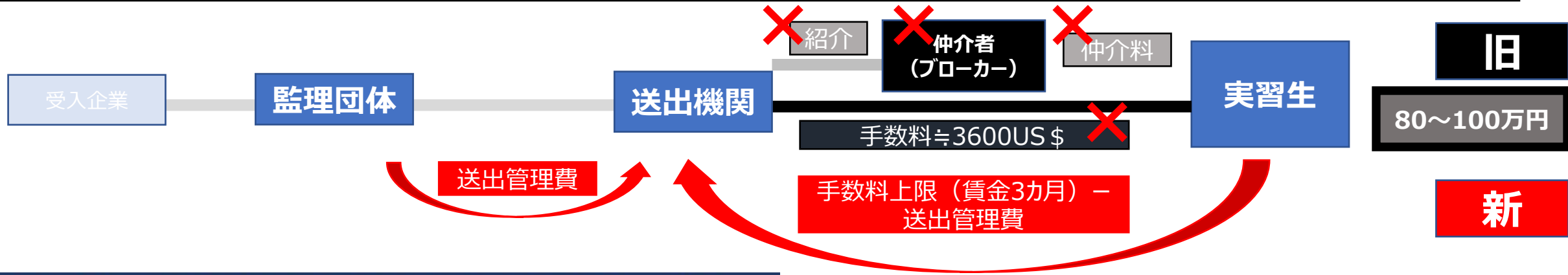
借金をしている（していた）者の返済期間



2. ベトナムが「借金あり」割合が高く（80%）借金平均額も最も高い（約67万円）

（出典）出入国在留管理庁「技能実習生の支払い費用に関する実態調査」（令和4年7月）

2. 手数料関連法改正…越労働者の費用負担に対する規制強化 (2022年施行)



契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律 主な改正内容 (2022年施行)

○ ベトナムでは、「契約に基づいて海外で働くベトナム人労働者に関する法律(法律69/2020/QH14号)」を改正(2020年11月国会可決、2022年1月施行)し、ベトナム人労働者の費用負担等に係る規制を強化。

ベトナム人労働者の費用負担に係る主な改正

① 手数料負担に係る改正

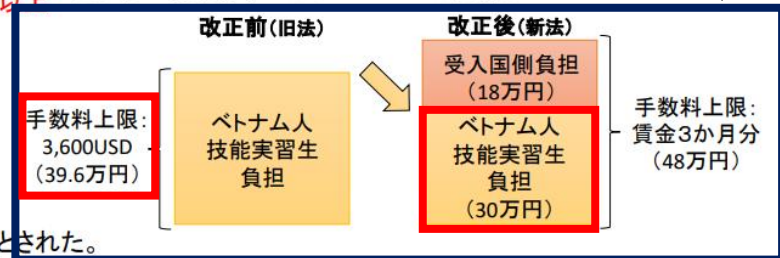
主な改正事項	改正前(旧法)	改正後(新法)
本法に適合しないサービス手数料の收受	(規定なし)	禁止
送出機関が收受する手数料の支払者	ベトナム人労働者	ベトナム人労働者*及び受入国側(実習実施者等)
上限額	契約期間12か月毎に1,200USD、最大で3,600USD	契約期間12か月毎に賃金1か月分、最大で賃金3か月分*

*ベトナム人労働者は、受入国側の支払い分を差引いた金額を負担すればよい。

○ (手数料から差し引くことができる)
 「受入国側が送出機関に支払う費用」は、
 通達により、「管理費として月額5,000円以上(介護職は10,000円以上)」
 ※旧法では、当該費用(管理費)と、「送出機関が收受する手数料」は特に関連づけられていなかった。(金額自体は変更されていない。)

② 技能実習期間中の宿泊費

○ 基本給/月の15%を超えてはならないとされた。



1. 「仲介料」の禁止
2. 手数料は受入国側でも支払可能
3. 手数料上限値の変更

(送出機関が收受する) 手数料上限額は
3600US\$ (40万円前後) → 30万円 (目安)

→ 【課題】 法改正の効果は？

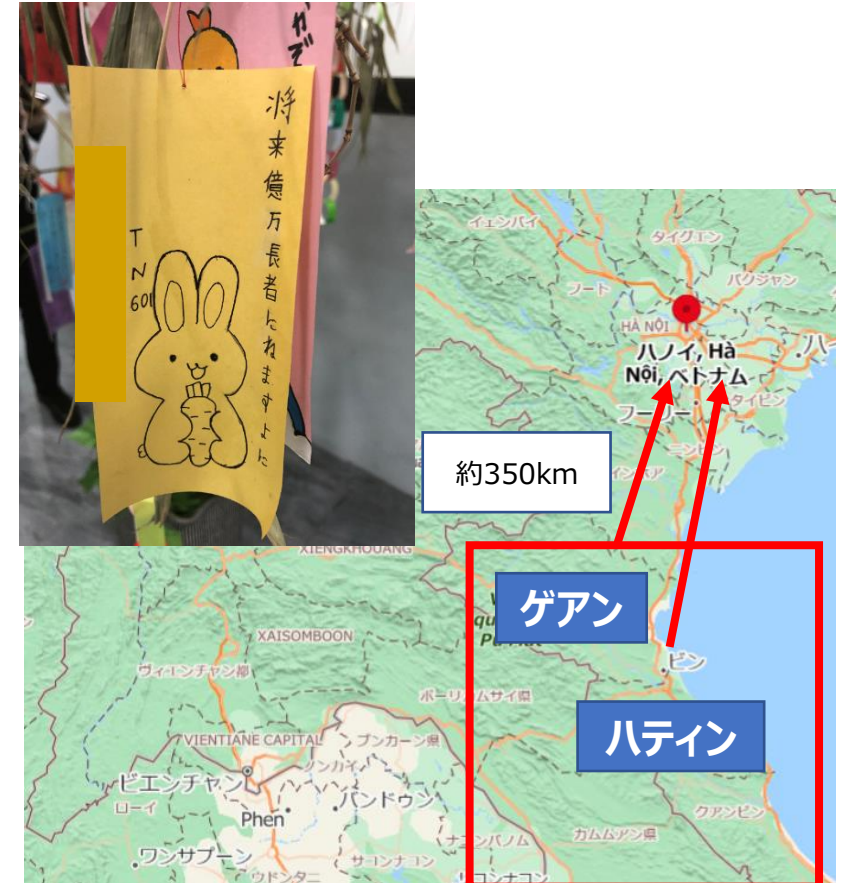
3. 現場アカデミーより 現状と課題 1/2

(1) ベトナム文化として、**お世話をしてくれる誰かにお金を払うことに抵抗がない**

- ①「家族、親族」「年長者の意見」を重視
- ②**11.20 “先生の日”** 学校の先生にプレゼント。

(2) **都市部と農村部の差・・・貧困層は農村部に**
→ **一攫千金への憧れ。実習経験者は金持ち、豪邸**

ハティン・ゲアンは自然災害頻発、借金多・返済必要あり
貧しい地域 ⇔ 実習生最大の送出地域



3. 現場アカデミーより 現状と課題 2/2

(3) 手数料低減に向けた法改正の効果について、**各機関の評価はまちまち**

【中央省庁】

「ILOからは高く評価」



【国際機関 ILO・IOM】

「重層的なリクルートメント構造（送出機関以外に、各自治体毎に下部組織）」

「ブローカーも存在」

(4) 法改正後も、**実習生は高額な費用を支払**

→ 「リクルーター」「仲介者」「リクルート機関」が費用徴収するケース

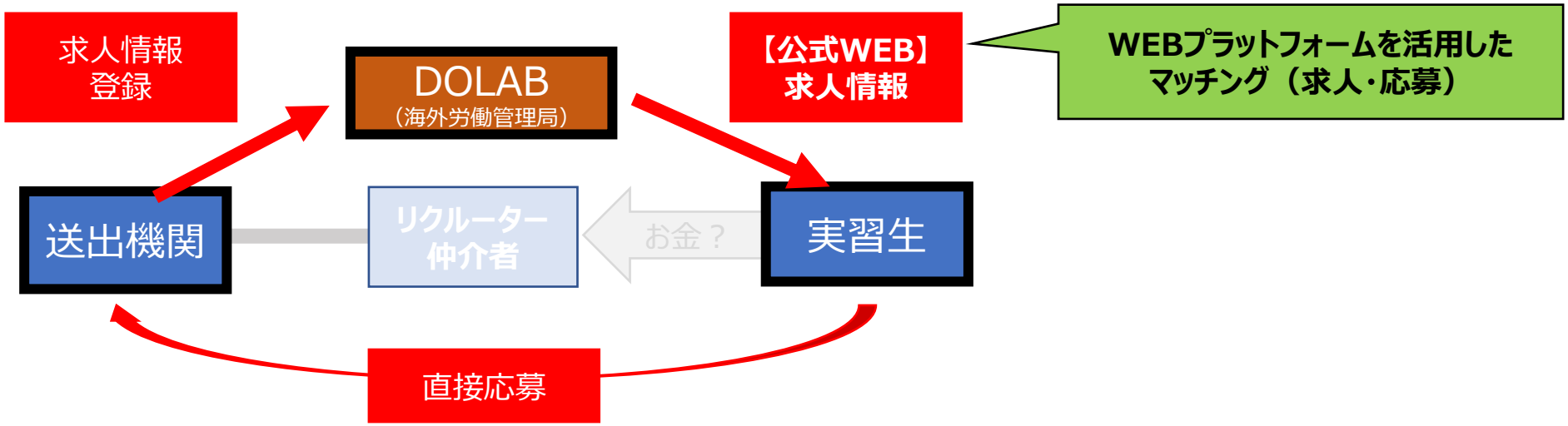


80～100万円支払っているケースあり

- ・大手送出機関によるリクルーター多用、草刈り場
- ・地方は適正な情報に乏しい
- ・地元に優良な日本語学校・送出機関少ない

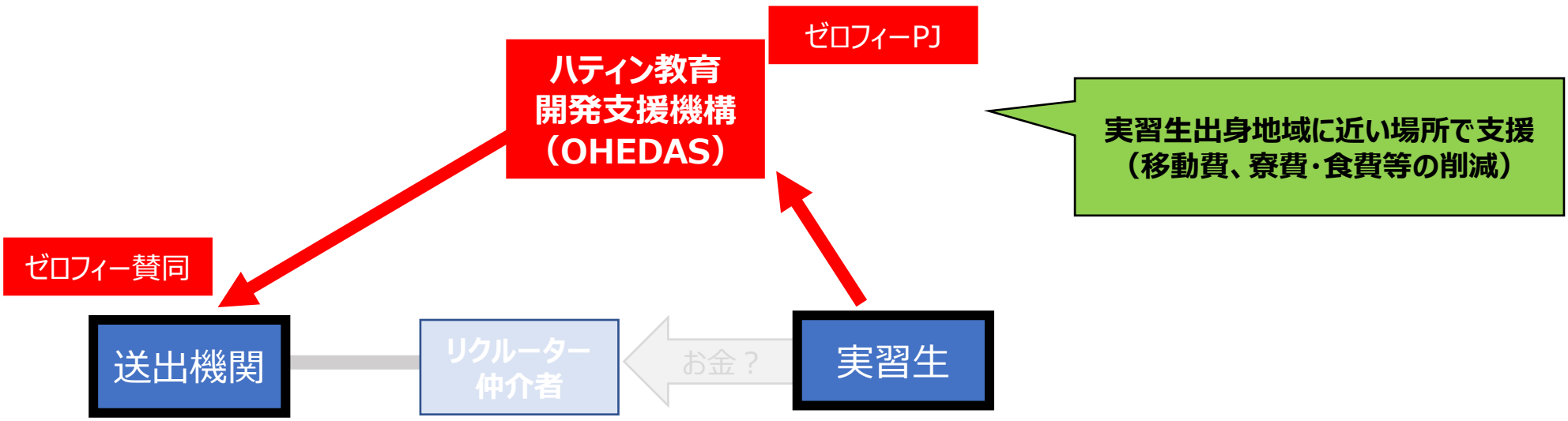
3. 現場アカデミーより ゼロフィーに向けた取り組み事例 1/2

(1) JICA : 自らが技能実習を選択できる送出システムの構築【技術協力】

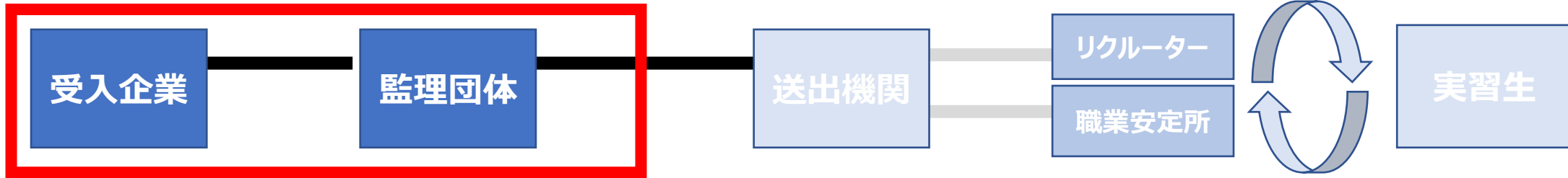


(2) 適正送出・責任ある受入プロジェクト2023

* ハティン省とJIFA (国際親善協会) での連携



3. 現場アカデミーより ゼロフィーに向けた取り組み事例 2/2



(1) **受入企業**による本人ヒアリング・返金
実習生日本入国後に本人ヒアリング・返金するケース

(2) **受入企業**による求人票の上限値設定
現地職業安定所の求人票に上限額を記載（上限額以外は受入企業負担）

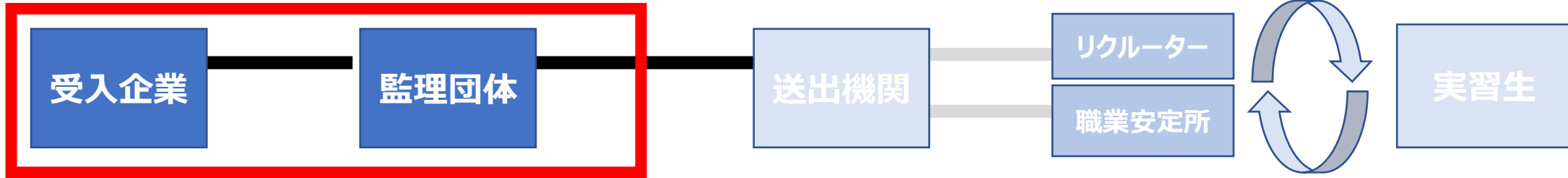
(3) **監理団体**による送出国関選定・負担項目絞りこみ

【送出国関】
「コロナ後ゼロフィーへの取り組み企業増加傾向」「10-12%の企業がゼロフィーに取り組んでいる」

ゼロフィーに向けた実施手法は、各受入企業・監理団体で様々

4. 最後に～日本側でできること～

良い人材獲得に向けた取り組み



【受入企業】「実習生に選ばれる企業に」

- (1) 実習生への向き合い 「外国人労働者は職場の仲間」
- (2) 良い人材獲得に向けた工夫
 - ① 救済窓口の整備
 - ② ゼロフィーへの取り組み
 - ③ 実習生来日中の支援（対話、日本語サポート）

【実習生】入国後直面する課題
「文化の違い」「通じない日本語」「厳しい規則・ルール」等

【送出機関】
「ゼロフィーに取り組んでいることを示すことで募集者多、良い人材を獲得することができる」

【政府関係者】
「関係者全員での負担。負担軽減に向けては、受入企業主導で」

【監理団体】

- (1) 優良な送出機関の選定
- (2) 送出機関との連携の下、ゼロフィーに向けた取り組み 検討・推進

← 日本政府・JP-MIRAI 「日本全体でゼロフィーに向けた機運作り」

- (1) 取り組んでいる企業・監理団体が評価される
- (2) 取り組み事例紹介、ルール・ガイドライン作り
(各企業、監理団体での取り組みには限界あり)

【ILO】
「日本としてゼロフィーに向かっていることを示すことが、日本の魅力向上につながる」

ご清聴、ありがとうございました。